

第2 屋内消火栓設備

(令第11条, 則第12条, 昭和51年 告示第3号, 平成9年 告示第8号, 平成13年 告示第19号及び第36号)

1 加圧送水装置

(1) 加圧送水装置にポンプを用いるものにあつては, 次によること。

ア 設置場所

令第11条第3項第1号ホに規定する「点検に便利な箇所」とは, 機器点検用の空間, 照明, 排水等を確保できる場所であること。

(ア) 水中ポンプ以外のポンプ

a ポンプは凍結するおそれのない場所に設けること。

b 令第11条第3項第1号ホに規定する「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所」とは, 次の(a)から(d)までに定めるいずれかの場所であること。

(a) 不燃材料で造った柱若しくは壁, 床又は天井(天井のない場合にあつては屋根)で区画(以下, この項において「不燃区画」という。)された加圧送水装置等(ポンプ, 電動機, 制御盤, 呼水装置, 水温上昇防止逃し装置, ポンプ性能試験装置, 起動用水圧開閉装置等及びその附属機器をいう。以下同じ。)の専用室に設けること。ただし, 不燃区画された機械室(空調設備等の不燃性の機器又は炉, ボイラー等の火気使用設備以外の衛生設備等を設ける機械室に限る。)に設けることができる。■

(参考 昭55.3.12 消防予第37号)

※ 用語の解説

ポンプとは, 回転する羽根車により与えられた運動エネルギーを利用して送水のための圧力を得る方式の加圧送水装置をいう。

制御盤とは, 加圧送水装置の監視, 操作等を行うための装置をいう。

呼水装置とは, 水源の水位がポンプより低い位置にある場合に, ポンプ及び配管に充水を行う装置をいう。

水温上昇防止逃し装置とは, ポンプの締め切り運転時において, ポンプの水温の上昇を防止するための逃し配管をいう。

※ 不燃区画に設ける開口部は次によること。■

① 不燃区画に設ける出入口, 窓, 換気口(ガラリ等)の開口部は, 建基令第112条第14項第1号に規定する構造の防火設備を設けること。ただし, 屋外に面する出入口, 窓等の開口部は, 随時閉鎖できる構造の防火設備とすることができる。

第2-2表 加圧送水装置の認定区分

機器区分	基本型	ユニットⅠ型	ユニットⅡ型	ユニットⅢ型	単独制御盤
ポンプ	○	○	○	○	
電動機	○	○	○	○	
フート弁	○	○	○	○	
圧力計，連成計	○	○	○	○	
呼水装置		○	○	○	
制御盤			○	○	○
ポンプ性能試験装置		○	○	○	
バルブ類		○	○	○	
水温上昇防止用逃し装置		○	○	○	
非常動力装置				○	

(イ) 附属装置等の変更

前(ア)の加圧送水装置等の附属装置等は，次に定めるところにより変更できるものとする。ただし，設置後の改修等におけるポンプ，電動機，附属装置等の交換は，同一仕様又は同一性能のものとする。

- a ポンプの設置位置が水源より低い場合における水温上昇防止用逃し配管の位置の変更（ただし，流量に著しい影響をおよぼさないこと。）
- b 立上り管の頂部位置が当該加圧送水装置より低い場合，ポンプ吐出圧力計の連成計への変更
- c 水源水位がポンプより高い場合のフート弁の変更
- d 非常電源による加圧送水装置の起動を行う場合の制御盤リレーの変更
- e 排水場所に合わせた場合の流量試験配管の変更（ただし，流量に著しい影響をおよぼさないこと。）
- f 圧力調整弁等を設ける場合のポンプ吐出側配管部の変更
- g 耐圧の高性能化を図る場合のポンプ吐出側止水弁の変更

ウ ポンプの併用又は兼用（平14.3.14，昭48.10.23 消防予第140号）

(ア) 同一防火対象物で他の消火設備と加圧送水装置を併用するものにあつては，各消火設備の規定吐出量を加算して得た量以上の量とすること。（併用は，則第12条第1項第6号イ及び第7号ハ（ニ）の措置が出来る場合に限る。）

(イ) 棟が異なる防火対象物（同一敷地内で，管理権原が同一の場合に限る。）

で加圧送水装置を共用するものにあつては，それぞれの防火対象物ごとに必要となる規定吐出量を加算して得た量以上とすること。ただし，次のいずれかに該当する防火対象物にあつては，当該防火対象物のうち規定吐出量が最大となる量以上の量とすることができる。

- a 隣接する防火対象物のいずれかが耐火構造又は準耐火構造の建築物であるもの
 - b 防火対象物相互の1階の外壁間の中心線から水平距離が1階にあつては3 m以上、2階にあつては5 m以上の距離を有するもの
- (2) 高架水槽を用いる加圧送水装置（以下、「高架水槽方式」という。）
高架水槽方式は、告示基準によるほか次によること。

ア 設置場所

- (ア) 「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けること」は前(1)、ア、(ア)、bの例による場所であること。
- (イ) 外気に面する屋上等にあつては、高架水槽面から当該建物の外壁等及び隣接建物の外壁までの水平距離が3 m以上離れ（外壁が不燃材料の場合は、この限りではない。）ている場合に前(1)、ア、(ア)、bの例による場所としないことができる。■

イ 機器

則第12条の規定によるほか、原則として高架水槽の材質は、鋼板又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものであること。

なお、次の場合には、ガラス繊維強化ポリエステル製等のもの（以下、「FRP製」という。）にできる。

(ア) 前(1)、ア、(ア)、bの例による場所に設ける場合

(イ) 次のすべてに適合する外気に面する屋上等の場所に設ける場合

- a 高架水槽面から当該建物の外壁等及び隣接建物の外壁までの水平距離が5 m以上離れていること。（外壁が不燃材料で、かつ、開口部に防火設備が設けられている場合は、この限りではない。）
- b 周囲に可燃物等がないこと。

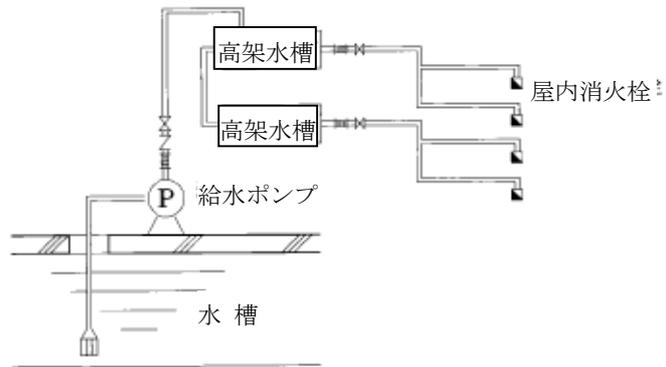
(ウ) 設置方法は令第11条第3項第1号~~又は~~又は同条同項第2号に規定する性能が得られるように設置すること。また、他の消火設備と高架水槽を併用又は兼用する場合、(1)、ウの例により、それぞれの消火設備の性能に支障を生じないようにすること。

(3) 放水圧力が0.7MPaを超えないための措置

則第12条第1項第7号ホに規定する「放水圧力が0.7MPaを超えないための措置」は、次によること。

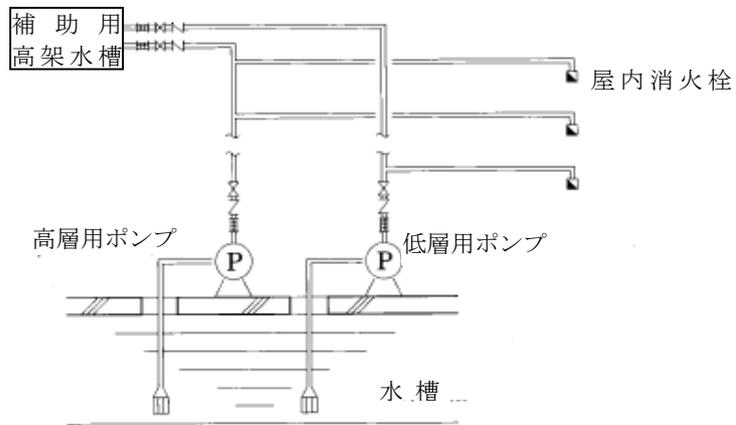
ア 高架水槽の高さを考慮して設ける方法

高架水槽を用いて配管系統を別々にして、落差圧力により調整する。



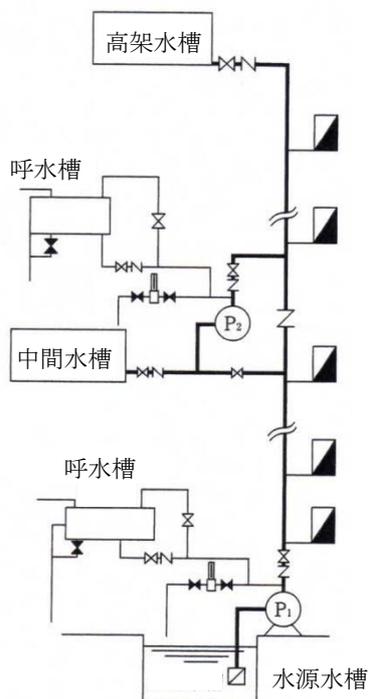
第 2 - 3 図

イ ポンプ揚程を考慮し、配管を別系統にする方法



第 2 - 4 図

ウ 中継ポンプを設ける方法



第 2 - 5 図

エ 減圧機構を有する消火栓開閉弁を設ける方法

オ 減圧弁又はオリフィス等による方法

- (ア) 減圧弁は、減圧措置のため専用の弁とすること。
- (イ) 減圧弁の接続口径は、取付け部分の管口径と同等以上のものであること。
- (ウ) 設置位置は、枝管ごとに開閉弁等の直近とし、点検に便利な位置とすること。
- (エ) 減圧弁には、その直近の見やすい箇所に当該設備の減圧弁である旨を表示した標識を設けること。

カ その他の屋内消火栓設備の機能に支障のない方法

キ 制御盤は種別ごとに次の表により設置すること。（平10.5.1 消防予第67号）

第 2 - 6 表

制御盤の区分	設置場所
第1種制御盤	特に制限なし
第2種制御盤	不燃室
その他	不燃室（電気室、機械室、中央管理室、ポンプ専用室その他これらに類する室に限る。）

* 不燃室とは、不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合にあつては屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた室をいう。ただし、ボイラー設備等の火気使用設備のある室及び可燃性の物質が多量にある室については該当しないものであること。

※ 第1種制御盤とは、配電盤及び分電盤の基準（昭和56年消防長告示第10号 以下「配電盤等告示」という。）に定める第1種配電盤等の構造及び性能を有するものをいう。

第2種制御盤とは、配電盤等告示に定める第2種配電盤等の構造及び性能を有するものをいう。

その他とは、第1種制御盤又は第2種制御盤以外の制御盤であって、配電等の基準の規定に準じた構造及び性能を有するものをいう。

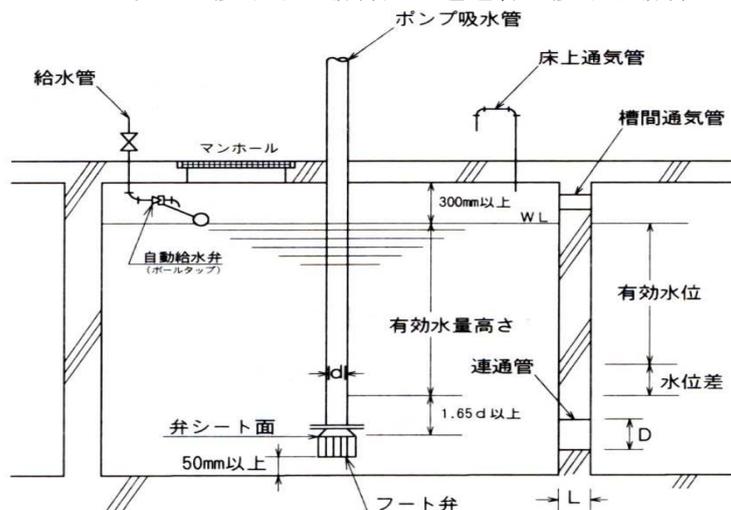
2 水源

- (1) 水源の水質は上水道水とし、減水した場合に自動的に補水できる装置を設けること。■
- (2) 水源は常時有効水量を貯えることができ、かつ、規定水量が連続して取水できるものとする。
- (3) 水源の有効水量は、他の消防用設備等と兼用する場合にあっては、それぞれの規定水源水量を加算して得た量以上とすること。
- (4) 水源の有効水量の算定は、次によること。

ア 消防用設備等専用の場合

- (ア) 水槽の側面又は底部に送水管又は吸水管を設けるもの
有効水量の算定は、第2-7図の例によること。

b サクションピットを設けない場合又は連通管を設ける場合



第2-9図

※ 有効水量の下辺部が連通管の下辺部より下方にある場合は、水位差は連通管の下辺部からとるものとする。この場合、連通管の断面積は、次式で算定した数値以上とすること。（連通管の長さLは、1.5m以下とする。）

$$A = \frac{Q}{0.75 \sqrt{2gH}} = \frac{Q}{3.32 \sqrt{H}} \quad \text{又は} \quad D' = 0.62 \sqrt{\frac{Q}{H}} \quad \left(\text{又は} H = \left(\frac{Q}{3.32 \times A} \right)^2 \right)$$

A : 管内断面積 (m²)

g : 重力の加速度 9.80m/sec²

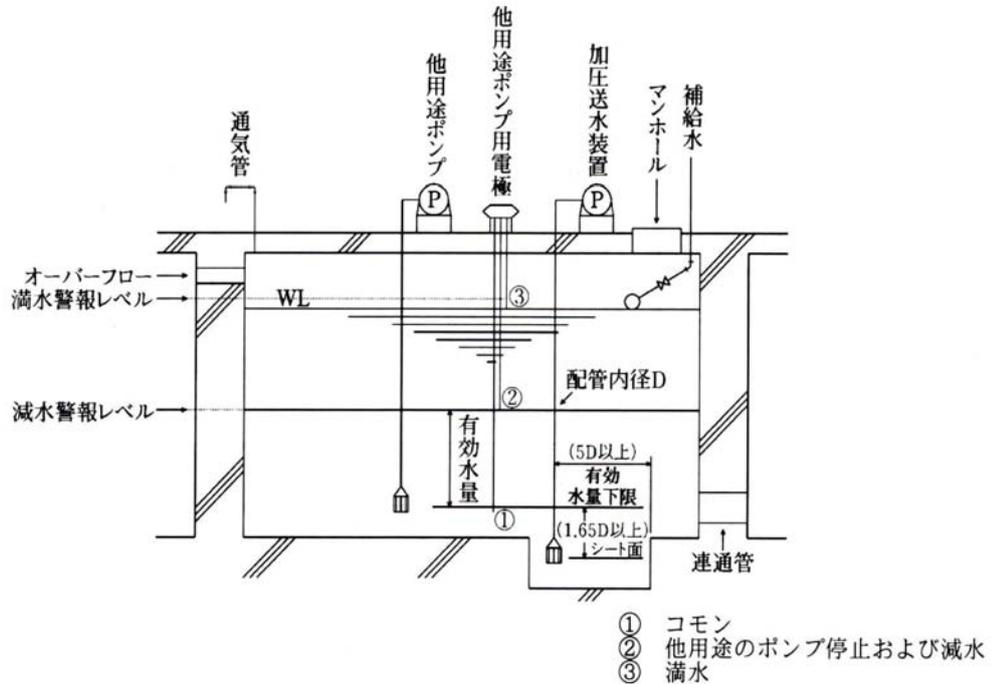
D' : 連通管内径 (m)

H : 水位差 (m)

Q : 連通管の流量 (m³/sec)

イ 雑用水等の水源と併用する場合

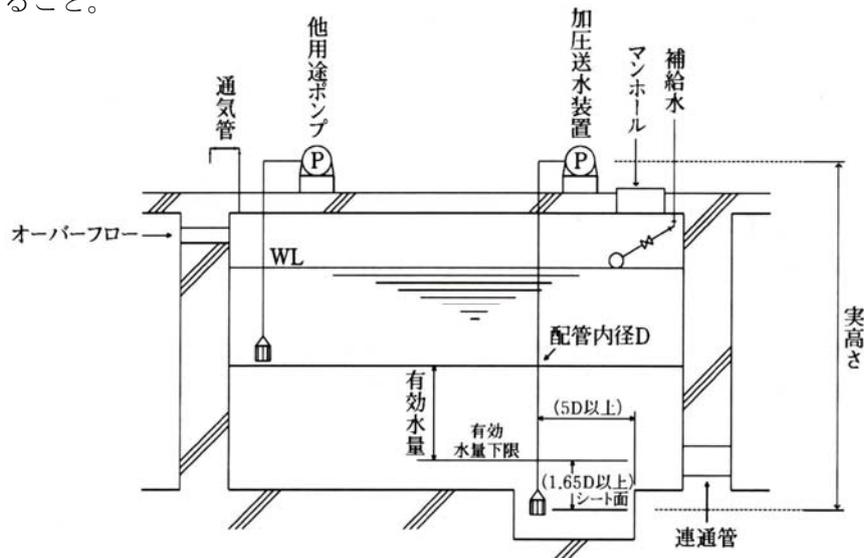
(ア) 当該雑用水等の用に供する水量が、電氣的に自動制御されるものにあつては、当該制御される水位までを有効水量とすること。



水位電極棒の制御による方法

第2-10図

(イ) 加圧送水装置にポンプを用いる場合にあつては、当該消火設備のフート弁の上部に他のポンプのフート弁を、高架水槽を用いる場合にあつては、当該消火設備の送水管の上部に他の設備の送水管を設け、その間の水量を有効水量とすること。



フート弁のレベル差による方法

第2-11図

ウ 加圧送水装置に水中ポンプを用いる場合は、最低運転水位を有効水量の最低水位とすること。

- (5) 各水槽には、原則として床上通気管（水槽と外部との間に設けるもの）又は槽間通気管（槽と槽の間の水面上部に設けるもの）を設置すること。
- (6) 水槽は、鉄筋コンクリート、ステンレス鋼板製等耐食性及び耐熱性のあるものとする。ただし、前1、(1)、ア、(ア)、bに定めるいずれかに設ける場合は、合成樹脂製のものとすることができる。（昭50.7.11 消防安第82号）

3 配管

- (1) 配管の材質は、次の表に掲げるものを標準とする。ただし、弁類（加圧送水装置の吐出側直近に設けられる逆止弁及び止水弁を除く。）にあっては、使用圧力に応じたものを選択し、配管のうち定格全揚程時における配管部分の圧力が1.6MPa以上となるものには、JIS G 3454（圧力配管用炭素鋼鋼管）又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する配管を使用すること。
- (2) 則第12条第1項第6号ニ（ロ）及びホ（ロ）に規定する合成樹脂製の管及び管継手は、平成13年告示第19号の基準に適合する認定品とすること。■
- (3) 可とう管継手（配管の伸縮、変位、振動等に対応することを目的として設けるベローズ形管継手、フレキシブル形管継手、ブレード形等をいう。以下「可とう管継手」という。）、則第12条第1項第6号ト（イ）に規定する弁類以外の玉形弁、バタフライ弁、ボール弁等のバルブ類は評定品を用いること。
（平5.6.30 消防予第199号、平5.11.29 消防予第320号）
- (4) 管類、管継手、バルブ類は設置場所の使用圧力値（ポンプ方式の場合は締切全揚程の圧力、高架水槽方式の場合は背圧により加わる圧力、送水口を設けるものは送水圧力をいう。以下、「使用圧力値」という。）以上の圧力値に耐える仕様のものを設けること。
- (5) 配管に設ける止水弁等には、常時開又は常時閉の表示をすること。
- (6) 配管は専用支持金具で堅固に固定されていること。
- (7) 屋上又は最遠部に試験用テスト弁を設けること。■ただし、最上階の消火栓より放水試験ができる場合は、この限りでない。
- (8) 屋外配管等直接外気に面する部分に設ける配管等で凍結するおそれのある部分には、不燃性の保温材で凍結防止のための措置を講じること。■
- (9) 配管には排水弁を設け、管内の排水ができるようにすること。■ただし、消火栓開閉弁等から有効に排水できるものには、この限りでない。
- (10) 棟が異なる防火対象物で加圧送水装置を共用する場合で、各棟に至る配管を埋設した場合にあっては、各棟の立ち上がり配管の地上部分に止水弁を設け、「常時開」の表示をすること。

(11) 建築物の接続部分等で、地震動による曲げ又はせん断力を生ずるおそれのある部分の配管施工は、極力行わないこと。ただし、建築物の構造、形態等から、これらの部分を配管貫通する場合は、可とう管継手を設け、配管の保護を施すこと。

なお、管径は主管と同等とし、長さは管径200mm未満のものにあつては、概ね管径の10から16倍、200mm以上のものにあつては7から10倍を目安とすること。

(昭51.2.10 消防安第21号)

(12) ステンレス鋼管を使用する場合は、「ステンレス鋼管を用いた配管及び管継手の施工に当たっての留意事項について(平19.1.17 消防予第11号)」を参照すること。

第2-12表

区分	材質(日本工業規格)
配管(鋼管)	JIS G 3442 (水道用亜鉛めっき鋼管 白管) JIS G 3452 (配管用炭素鋼管 白管, 黒管) JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼管 白管 Sch40) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管 SUS304) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管 SUS 304 Sch10)
配管(外面被覆鋼管)	WSP 041 (消火用硬質塩化ビニール外面被覆鋼管)(主に地中配管用) WSP 044 (消火用ポリエチレン外面被覆鋼管)(主に地中配管用)
管継手	JIS B 2301 (ねじ込み形可鍛鉄製管継手) JIS B 2302 (ねじ込み形鋼管製管継手) JIS B 2220 (10k鋼管差し込み溶接式フランジ) JIS B 2220 (16k鋼管差し込み溶接式フランジ) JIS B 2311 (一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS B 2312 (配管用鋼製突合せ溶接式管継手) JIS B 2210 (10k鉄鋼製管フランジ) JIS B 2210 (16k鉄鋼製管フランジ)
弁類	JIS B 2011 (青銅10kねじ込み仕切り弁) JIS B 2011 (青銅10kねじ込みスイング逆止め弁) JIS B 2031 (鑄鉄10kフランジ形外ねじ仕切弁) JIS B 2031 (鑄鉄10kフランジ形スイング逆止め弁) JIS B 2031 (鑄鉄10kフランジ形玉形弁) JIS B 2071 (鑄鉄20kフランジ形玉形弁) JIS B 2071 (鑄鉄20kフランジ形外ねじ仕切弁) JIS B 2071 (鑄鉄20kフランジ形スイング逆止め弁)
ストレーナー・ ストレーナー網状部	JIS G 5501 (ねずみ鑄鉄品) JIS G 5101 (炭素鋼鑄鋼品) JIS H 3100 (黄銅板)
フート弁	JIS G 5501 (ねずみ鑄鉄品) JIS G 4305 (冷間圧延ステンレス鋼板) JIS H 5120 (青銅鑄物)

(13) 則第12条第1項第6号イただし書きにより、連結送水管の主管と屋内消火栓の配管を兼用する場合は次によること。

ア 連結送水管の主管の兼用ができる防火対象物は次のすべてを満たすこと。ただし、それぞれの設備を使用したときに性能に支障を生じることなく、かつ、摩擦

損失計算等により配管等の仕様に問題がないことを確認することができれば、この限りではない。

- (ア) 当該防火対象物の最上部に設置された連結送水管の放水口の高さが、地盤面からの高さが50m以下であること。
- (イ) 棟が異なる防火対象物と屋内消火栓の加圧送水装置を兼用していないこと。
- (ウ) 中継ポンプを用いないポンプ方式であること。

イ 主管は呼び径100A以上とすること。

ウ 連結送水管の設計送水圧力が1.0MPaを超えるものは、則第31条第5号イからニまでに規定する配管等とし、屋内消火栓設備のポンプ二次側には、呼び圧力16K以上の逆止弁を設け、ポンプに直接送水圧力がかからない措置をすること。

エ 1号消火栓を使用する場合、消火栓の開閉弁には、連結送水管に消防隊が送水した際に放水圧力が0.7MPaを超えないための措置として、呼び圧力16K以上の減圧機構付開閉弁又は減圧弁等を設けること。また、易操作性1号消火栓を使用する場合は、使用圧1.6MPa以上の鑑定品を使用すること。

オ 連結送水管の放水口が設置された階のすべての屋内消火栓の直近に設けられていること。

(14) 配管内の充水

配管は、次の補助用高架水槽等により常時充水すること。

ア 補助高架水槽による場合

(ア) 補助用高架水槽から主管までの配管は、令第11条第3項第1号に規定する消火栓（以下、「1号消火栓」という。）が設けられるものは呼び径40A以上とし、令第11条第3項第2号イに規定する消火栓（以下、「2号消火栓」という。）が設けられるものは呼び径25A以上のものとする。令第11条第3項第2号ロに規定する消火栓（以下、「広範囲型2号消火栓」という。）が設けられているものは呼び径32A以上のものとする。

(イ) 補助用高架水槽の機器は原則として鋼板製（不燃材）とするが、前1、(2)、イの例によることができる。（平5.9.1）

(ウ) 補助用高架水槽の容量は次によること。■

a 屋内消火栓設備単独の補助用高架水槽

1号消火栓の場合にあつては0.5m³以上、2号消火栓の場合にあつては0.3m³以上とすること。ただし、当該水槽の水位が低下した場合に呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けた場合にあつては、当該容量を0.2m³以上とすることができる。

b 補助用高架水槽を他の水系消火設備と兼用する場合の容量は、それぞれの設備の規定水量のうち最大以上の量とすることができる。

c 高架水槽等の材質は、鋼板又は合成樹脂等とし、吐出部直近には仕切弁、

逆止弁及び可撓継手を設けること。

イ 補助ポンプ（ジョッキポンプ）による場合

補助ポンプは、軒高高さ10m以下の場合及び補助高架水槽の設置が困難な場合に限り使用できるものであること。■

なお、補助ポンプによる場合は、次のすべてに適合すること。

- (ア) 屋内消火栓設備は他の消防用設備等と兼用又は併用しないものであること。
- (イ) 屋内消火栓設備のポンプ起動装置は、次の4による配管内における圧力低下を検知し、ポンプを起動させるものであること。
- (ウ) 次の専用の補助ポンプを設けること。
 - a 補助ポンプの水源は呼水槽と兼用しないもので、かつ自動給水装置を設けてあること。
 - b 補助ポンプ配管と主管の接続は、屋内消火栓設備用ポンプ直近の止水弁の二次側配管とし、当該接続配管に止水弁及び逆止弁を設けること。
 - c 補助ポンプが作動中に屋内消火栓設備を使用した場合において、屋内消火栓の放水に支障がないこと。
 - d 補助ポンプの吐出量は、必要最低限の容量とし、概ね20ℓ/min以下とすること。
 - e 補助ポンプの起動・停止圧力の設定は、配管内の圧力が屋内消火栓用ポンプの起動圧より0.05MPa以上高い値までに減少したときに確実に自動起動し、停止圧力に達したときに確実に自動的に停止するものであること。
 - f 補助ポンプの締切圧力が屋内消火栓用ポンプの締切揚程より大きい場合は、安全弁等により圧力上昇を制限できるものとし、屋内消火栓に支障を及ぼさないこと。

4 起動装置

- (1) 起動装置として起動用水圧開閉装置を用いる場合は、則第12条第1項第7号へに定める遠隔操作できるものとみなし、その機能等は次によるものとすること。

ア 消火栓開閉弁を開放することにより起動すること。

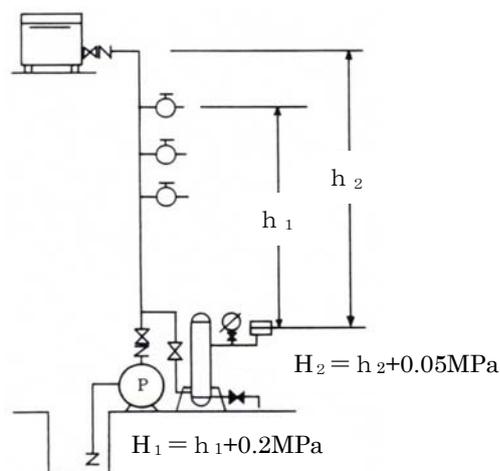
イ 専用とし、加圧送水装置の直近に設けること。

ウ 水圧開閉器は、当該開閉器の位置における配管内の圧力が次の(ア)又は(イ)のいずれか高い圧力の値に低下するまで起動するよう調整されたものであること。

- (ア) 最高位又は最遠部の消火栓の開閉弁の位置から起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差 (H_1) による圧力に、1号消火栓の場合にあっては0.2MPa、2号消火栓にあっては0.3MPaに当該2号消火栓の弁・ホース・ノズル等の摩擦損失としてあらかじめ算定された数値（鑑定機器の仕様書に明示されたもの）を加えた圧力

- (イ) 高架水槽等の位置から、起動用水圧開閉装置の水圧開閉器までの落差 (H_2)

による圧力に0.05MPaを加えた値の圧力



第2-13図

- (2) 押しボタン式等の遠隔操作部は、保護カバーが取り付けられていること。ただし、消火栓箱内に設けられたものにあつては、この限りではない。
- (3) 防災センター等にポンプの起動を的確に移報すること。■
- (4) 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあつては、有効な防護措置を講ずること。

5 貯水槽等の耐震措置

貯水槽、加圧送水装置、非常電源、配管等（以下「貯水槽等」という。）の耐震措置は、次によること。

- (1) 貯水槽等は、地震による振動等により破壊、移動、転倒を生じないように固定用金具、アンカーボルト等で壁、床、はり等に堅固に固定すること。
- (2) 加圧送水装置の吸入管側（床上槽から接続される管又は著しく横引き部分が長い管に限る。）、吐出管側及び補助高架水槽には、可とう管継手を設けること。

6 非常電源、配線等

- (1) 非常電源、配線等は、第3 非常電源の基準によること。
- (2) 常用電源回路の配線は、電気工作物に係る法令の規定によるほか、次により敷設すること。
 - ア 低圧のものにあつては、引込み開閉器の直後から分岐し、専用配線とすること。
 - イ 特別高圧又は高圧による受電のものにあつては、変圧器二次側に設けた配電盤から分岐し、専用配線とすること。

7 消火栓箱等

屋内消火栓は努めて易操作性1号消火栓又は2号消火栓、広範囲型2号消火栓を設置すること。■

(1) 1号消火栓（易操作性1号消火栓を除く。）

ア 消火栓箱の位置■

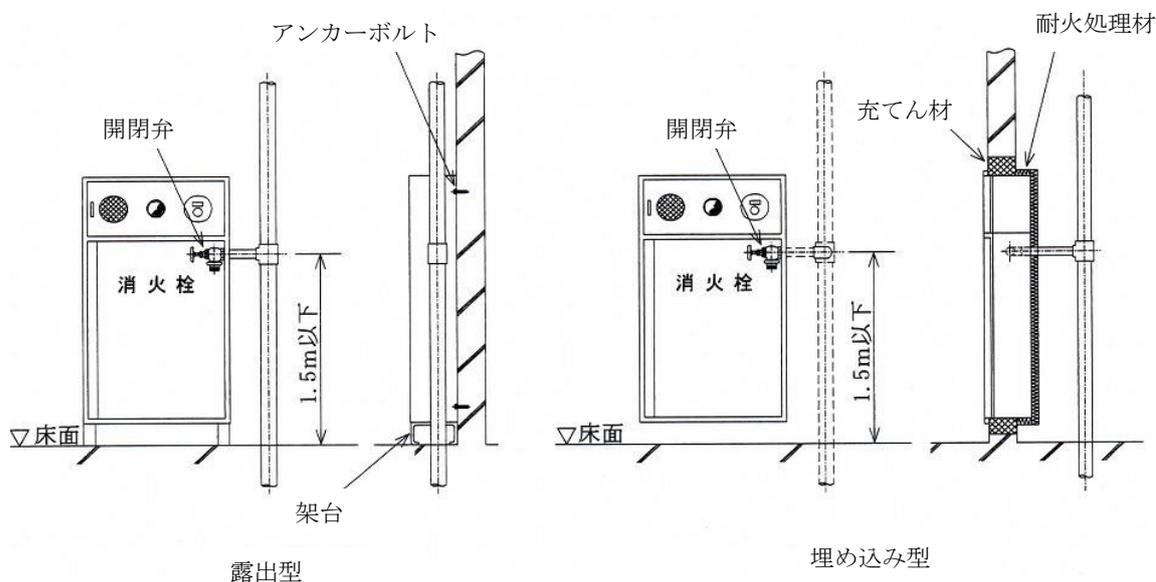
- (ア) 消火栓は容易に使用でき、かつ、避難口又は階段に近い場所に設けること。
- (イ) 消火栓箱から防火対象物のすべてに消火可能であること。

イ 消火栓箱の構造■

- (ア) 消火栓箱は、厚さ1.6mm以上の鋼板で造られ、確実に固定されていること。
- (イ) 消火栓箱の色は、努めて認識しやすいものとする。
- (ウ) 箱の底部に水抜穴が設けられていること。

ウ 消火栓

- (ア) 則第12条第1項第1号ロに規定する消火栓は、認定品とすること。■
- (イ) 開閉弁は、容易に開閉できる位置に設けること。



第2-14図

エ 筒先及びホース

- (ア) 筒先は、呼称13mm以上のものを1本設ける。開閉装置付のものを使用する場合は鑑定品とすること。■
- (イ) ホースは呼称40又は50のもので、長さ15mのものを2本設置すること。ただし、消火栓箱から半径15m以内にその階のすべての部分が包含される小規模の防火対象物等に設置する場合には、長さ10mのホースを2本とすることができる。

オ 灯火及び表示

- (ア) 消火栓箱に表示する「消火栓」の文字の大きさは、1字につき20cm²以上とすること。■
- (イ) 消火栓箱の赤色の灯火は、消火栓箱の上部に設けること。ただし、消火栓箱

扉表面の上端部に設ける場合は、この限りではない。

(ウ) 前(イ)の赤色の灯火の大きさは、前面投影面積を直径60mm以上又はこれと同程度とし、かつ、側面投影面積を前面投影面積の4分の1以上とすること。

(エ) 消火栓箱の表面又は扉を開放したときの見やすい箇所に操作方法をわかりやすく表示すること。■

(オ) 連結送水管の放水口を併設収納する消火栓箱の表面には、直径10cm以上の消防章又は前(ア)に規定する文字の大きさに「放水口」と表示すること。

(2) 易操作性1号消火栓及び2号消火栓、広範囲型2号消火栓

ア 設置対象

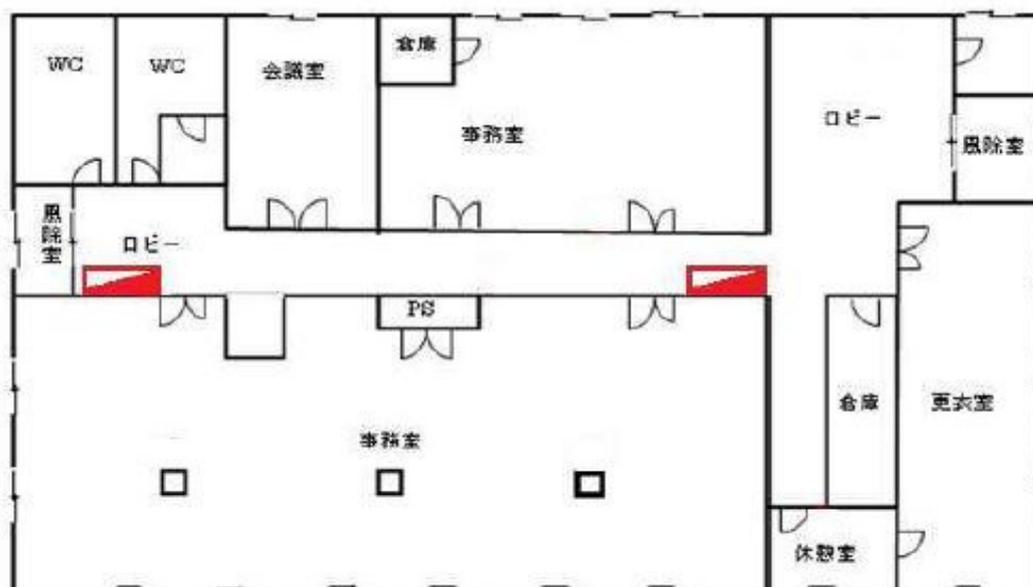
旅館・ホテル・社会福祉施設・病院等、就寝施設を有する防火対象物並びに物品販売業を営む店舗にあつては、努めて易操作性1号又は2号消火栓、広範囲型2号消火栓を設置すること。■

イ 設置方法

同一防火対象物には、同一操作性のものを設置すること。■

(3) 設置場所等

原則として、廊下ロビー等の共用部分の見やすい箇所及び避難口又は階段に近い場所で、ホースの延長に際し支障のない位置に設置すること。



良い設置例

第2-15図

8 総合操作盤

則第12条第1項第8号に規定する総合操作盤は、認定品とすること。■

なお、消防長が指定する防火対象物は、宇都宮市火災予防規程（昭38.4.18 消防本部告示第1号）第4条に掲げるものとする。

※ 宇都宮市火災予防規程 第4条（抜粋）

規則第12条第1項第8号ハ（規則第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。）の規定により消防長が指定する対象物は、次に掲げるものとする。

- (1) 令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、次のいずれかに該当するもの
 - ア 地階を除く階数が11以上であり、かつ延べ面積が10,000㎡以上のもの
 - イ 地階を除く階数が5以上10以下であり、かつ延べ面積が20,000㎡以上のもの
- (2) 令別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで及び(16)項ロに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上であり、かつ、延べ面積が10,000㎡以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの
 - ア 令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - イ 令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）
- (3) 令別表第1(1)項から(16)項までに掲げる防火対象物で、地階の床面積の合計が5,000㎡以上のもののうち、次のいずれかの設備が設置されているもの
 - ア 令第12条第1項の規定に基づくスプリンクラー設備
 - イ 令第13条第1項の規定に基づく水噴霧消火設備、泡消火設備（移動式を除く。）、不活性ガス消火設備（移動式を除く。）、ハロゲン化物消火設備（移動式を除く。）又は粉末消火設備（移動式を除く。）

9 その他

- (1) 屋内消火栓の設置規制について

令第11条第2項 屋内消火栓設備設置基準による2倍又は3倍の数値について、「壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料、準不燃、難燃……」は、消防法による内装制限は建築基準法とは異なるので、腰壁、押入れの内部も含めて制限される。ただし、押入れの戸は制限されない。

なお、この場合、防火認定番号を明記させること。（平2.3.1）

※ 建基法令上、床面からの高さが1.2m以下の部分が除かれているが、消防法令上にあつては、床面から規制の対象範囲となること。（実際には、1.2m以下が難燃になっていない場合が多い。）

「室内に面する部分」とは、建基法第2条第4号に規定する居室及び風呂、便所、洗面所、駐車場、機械室、倉庫その他これらに相当する室並びに廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分をいう。ただし、収納のために人が出入りする形態を有しない収納庫内及びユニットタイプの浴室内の壁及び天井については、この限りでない。

(2) 屋内消火栓設備のFRP製水槽を屋内に設置する場合の可否について

「屋内消火栓設備等に設ける呼水装置にFRP製水槽使用の可否について」

(昭50.12.18 消防安第188号)の回答により「火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所で加圧送水装置と同一の室内にあればFRP製の呼水槽を設置してもさしつかえない。」ことから、耐火構造で区画された消防ポンプ専用室等であつて、火災又は地震等により加圧送水装置の機能が損なわれる前に、FRP製の水槽が振動又は熱により損傷しないと思われる箇所であれば、加圧送水装置と同一の室内で地上式FRP製の水槽のものでも認めて差し支えない。

(3) 屋内消火栓の代替えとして屋外消火栓を設置する場合は、倉庫、工場に限る。

(昭62.11.18)

(4) 学校体育館の屋内消火栓緩和について

学校体育館の舞台両袖側の2階が小規模な放送室、倉庫等であつて、1階に設置した屋内消火栓のホースを延長することで有効に警戒できる場合に限り、当該部分への屋内消火栓の設置を免除する。(昭55)

(5) 屋内消火栓の非常電源について(昭62.2.16)

非常動力装置を持った加圧送水装置は2,000㎡までしか認めない。

昭55.3.12 第37号 質疑

昭56.9.1 第198号 質疑

昭50.3.16 第27号 質疑(非常動力装置を持った加圧送水装置 — 認める)